

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 立石会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年10月11日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

社会福祉法人会計基準に基づき、適正な会計処理を行うこと。

文書指摘事項				是正・改善状況報告												
1	社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、予算計上しないまま支出している状況が見受けられた。 ついては、必要な支出がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。 (単位：円) <table><tr><th>施設名</th><th>科目</th><th>予算額 (A)</th><th>決算額(B)</th></tr><tr><td>特別養護老人ホームみどり園</td><td>建設仮勘定取得支出</td><td>0</td><td>27,060,000</td></tr><tr><td>ケアハウスみどり園</td><td>施設整備等積立資産支出</td><td>0</td><td>4,500,000</td></tr></table> (留意事項 2 (2)) (経理規程第21条)			施設名	科目	予算額 (A)	決算額(B)	特別養護老人ホームみどり園	建設仮勘定取得支出	0	27,060,000	ケアハウスみどり園	施設整備等積立資産支出	0	4,500,000	施設整備等積立資産支出については、決算理事会で承認を受けた後に支出を行っていた。また、建物仮勘定取得支出については、建物の建設中は計算書類に計上していたが、工事が完成した時点で処理していなかった。 今後は、積立金支出については補正予算で計上し理事会での承認を受けた後に支出するとともに、計算書類の作成については正確に作成し、理事会で承認を受けることとする。
	施設名	科目	予算額 (A)	決算額(B)												
	特別養護老人ホームみどり園	建設仮勘定取得支出	0	27,060,000												
	ケアハウスみどり園	施設整備等積立資産支出	0	4,500,000												
2	特別養護老人ホームみどり園拠点区分及び第2ケアハウスみどり園拠点区分事業活動計算書の特別増減の部に国庫補助金等特別積立金積立額（特別養護老人ホームみどり園：900,000円、第2ケアハウスみどり園：1,771,050円）が計上されているが、その積立額に係る施設整備等補助金収益が計上されていなかった。 また、資金収支計算書においても、当該積立額に係る施設整備等補助金収入が計上されていなかった。 国庫補助金等特別積立金積立額には、施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金等を計上するものである。 ついては、こうした補助金等は他の補助金等と区別（事業活動計算書では特別増減の部の収益、資金収支計算書では施設整備等による収支の部の収入）して計上し、計算書類間での整合			施設整備等補助金収益については、誤って他の補助金収益と一緒に計上していた。 今後は他の補助金等と区別し、科目間違いのないよう計算書類を正確に作成する。												

	を図った上で、正確に作成すること。 (会計省令第2条、第18条、第24条)(運用上の取扱い10)(留意事項 別添3 勘定科目説明)	
3	計算書類及びその附属明細書について、以下のような状況が見受けられた。 (1) 補助事業収益明細書について ①施設整備等補助金収入の受入があったにもかかわらず、区分欄に補助金額の種類がわかるように記載されていなかった。 ②鳥取県からの補助金のうち、鳥取県介護ロボット導入支援補助金(900,000円)が二重計上され、結果として計算書類と一致していなかった。 (2) 積立金・積立資産明細書について 貸借対照表に計上されている退職給付引当資産(5,237,081円)が、記載されていなかった。 (3) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書について ①事業区分間繰入金明細書において、社会福祉事業から公益事業の繰入金の財源は前期末支払資金残高であるにもかかわらず、運用収入としていた。 ②拠点区分間繰入金明細書において、ケアハウスから他拠点区分に繰入金(7,158,000円)を行っているが、前期末支払資金残高しか財源にすることができないにもかかわらず、運用収入としていた。 ③使用目的等欄に記載すべき事項が記載されていなかった。 (4) サービス区分間繰入金明細書について ①繰入金の財源が記載されていなかった。 ②使用目的等欄に記載すべき事項が適切に記載されていなかった。 については、附属明細書の作成に当たっては、様式の記載事項や注意事項に基づいて作成するとともに、計算書類とその附属明細書間で整合性を図った上で正確に作成すること。 (会計省令第30条)(運用上の取扱い26及び各別紙様式)(弾力運用局長通知4)(鳥取県長寿社会課長通知)	今後は、附属明細書の作成について計算書類との間で整合性を図り、誤りのないよう正確に作成するとともに、使用目的欄等記載すべき事項についても適切に記載する。
4	収益事業の収益は、剰余金として法人内で留保することなく、法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的として行	生じた収益については、社会福祉事業に支障をきたさないよ

	う事業であるが、収益事業で生じた収益について、社会福祉事業又は公益事業へ充当していなかった。 については、収益事業で生じた収益は、原則、社会福祉事業又は公益事業の財源に充当すること。 なお、当該事業で生じた収益を将来の当該収益事業用財産の維持管理、将来の修繕等（解体費含む）に要する必要経費（費用）として充当するのであれば、法人として計画的に積み立てをするなど、適切に資金管理を行うこと。 （法第26条）（留意事項 別添3 勘定科目説明 3）	う、老朽化した建物の修繕及び将来の解体費として充当する予定であった。今後は積立を行い、適切に資金管理する。
--	---	--